

高槻市エコハウス補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの普及促進及び住宅の環境性能の向上を促進し、もって地球温暖化防止に寄与するため、高槻市補助金交付規則(高槻市規則第290号)に定めるもののほか、予算の範囲内で行うエコハウス事業に係る補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、当該各号に定める。

(1) エコハウス事業 自ら居住する住宅に第4号から第11号に掲げる機器等(以下「対象機器等」という。)を導入することをいう。導入する機器等は、自作品を除く市販のもの、かつ導入前において、使用に供されたものでないものに限る。ただし、第4号の導入については、第5号または第6号の同時設置を、第5号の導入については、第4号の同時設置を必須とする。

なお、第4号と第5号または第4号と第6号を同時設置する場合においては、機器等の設置に係る契約のうち、最も早い契約日から起算して90日以内に全ての契約を完了するものをいう。

(2) エコハウス事業の完了日 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)が事業者に対して代金の支払いを完了した日をいう。ただし、太陽光発電システムを含む申請については、申請者が事業者に対して代金の支払いを完了した日又は電力会社と電力受給契約を締結したことを証する書類の発行を受けた日のいずれか遅い日をいう。

(3) 住宅 人の居住の用に供する建物であって、人の居住の用に供する部分の床面積が当該建物の延べ床面積の2分の1以上であるものをいう。

(4) 太陽光発電システム 住宅の屋根等へ設置する太陽光を利用して発電を行うシステムで、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているものをいう。

(5) 蓄電池 蓄電容量が1kWh以上の定置用リチウムイオン蓄電池であって、太陽光発電システムで発電した電力を蓄電できるものをいう。

(6) V2H 電気自動車(EV)及びプラグインハイブリッド自動車(PHV・PHEV)の車両に搭載された蓄電池の電力を住宅で使用するためのシステムであって、太陽光発電システムと連携しているものをいう。

(7) 太陽熱利用システム 住宅の屋根等への設置に適した太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する太陽熱温水器又は不凍液等を強制循環する太陽熱エネルギーの集熱器と貯熱槽等から構成され、給湯や冷暖房に利用するソ

ーラーシステムをいう。

- (8) ペレットストーブ 木質ペレット（製材過程で発生する端材等を活用し、粉砕したものを円筒状に固めたもの。）を燃料として使用する設計及び仕様の暖房機のことをいう。
- (9) 窓の断熱改修 断熱を目的とした施工業者に委託して行う住宅の外気に接する単板ガラスの窓を次に掲げるいずれか若しくは組み合わせをもって改修するものをいう。ただし、新築住宅における工事及び増築は対象外とする。
 - ア 複層ガラスへの交換（複数の板ガラスの間を密封した窓ガラスをいう。）
 - イ 内窓の新設（既存窓の内側に、新たに窓を新設するものをいう。）
- (10) 家庭用燃料電池式コージェネレーション 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主な目的とする家庭用システムをいう。
- (11) 雨水貯留タンク 住宅の屋根等に降った雨水の流出抑制及び有効利用を目的として住宅の敷地内に設置される有効容量80リットル以上の設備をいう。

（補助対象者、補助事業及び補助対象経費）

第3条 高槻市エコハウス補助金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 自ら居住する住宅に前年度の4月1日以降に対象機器等の設置に係る契約を自ら締結し、別に定める期間にエコハウス事業を完了した者であること。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。
- (2) 高槻市の住民基本台帳に記載されており、当該住所に居住していること。
- (3) 納期限が到来している市税を完納していること（住宅の共同所有者を含む。）。
- (4) 住宅の共同所有者全員から機器等の設置について同意が得られていること。
- (5) 補助金の交付を受けようとする対象機器等を導入する住宅が、過去に同一の対象機器等について高槻市による補助金の交付を受けたことがない、もしくは高槻市エコハウス補助金の交付申請中でないこと。
- (6) 太陽光発電システムを導入する場合には、電力会社と余剰買取の電力受給契約を締結した者であること。

2 高槻市エコハウス補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- 3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条第1号に掲げるエコハウス事業とする。
- 4 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、機器本体及び設置に係る費用（消費税等額を含まない。）から本補助金の他に交付を受けた、あるいは受ける予定の補助金の額を減じた額とする。

（補助金の額）

第4条 エコハウス事業に係る補助金の額は、予算の範囲内において、各補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、その合計額を交付する。ただし、各対象機器等の補助上限額は次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電システムと蓄電池 10万円
- (2) 太陽光発電システムとV2H 10万円
- (3) 太陽熱利用システム 10万円
- (4) ペレットストーブ 10万円
- (5) V2H（第2号を適用したものは除く） 5万円
- (6) 窓の断熱改修 5万円
- (7) 家庭用燃料電池式コージェネレーション 3万円
- (8) 雨水貯留タンク 1万円

（補助金の交付申請及び実績報告）

第5条 申請者は、エコハウス事業の完了日から起算して31日以内（ただし市長が認める場合はこの限りではない）に高槻市エコハウス補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 機器等の設置等に係る契約書（雨水貯留タンクは発注や受注等の行為があったことが分かる書類でも可）の写し
- (2) 補助対象経費の金額及び内訳が確認できる見積書等の写し
- (3) 領収書の写しまたは申請者が事業者が補助対象機器等の代金支払いを完了したことを証明する書類
- (4) 対象機器等の型式・仕様などが確認できるカタログ、仕様書等
- (5) 対象機器等の設置図

- (6) 対象機器等の設置前のカラー写真（窓の断熱改修のみ）
 - (7) 対象機器等の設置後のカラー写真で、機器等の全体を把握できるもの
 - (8) 電力会社との電力受給契約書類の写し（太陽光発電システムの設置が要件である申請のみ）
 - (9) 申請者以外の住宅の所有者全員の同意書（様式第2号）
 - (10) 住民票の写し（発行日から起算して31日以内のもの。）
 - (11) 高槻市税に係る完納証明書（発行日から起算して31日以内のもの。住宅の共同所有者が複数存在する場合は、住宅の所有者全員のもの。）
 - (12) 要件確認申立書（様式第3号）
 - (13) 平面図（店舗兼住宅の場合のみ）
 - (14) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の申請受付は、直接持参の方法により先着順に行う。

（交付又は不交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定する。

- (1) 法令、条例及び規則に違反していないこと。
 - (2) 予算の範囲内であること。
 - (3) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
 - (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
 - (5) その他市長が必要と認める事項。
- 2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため、必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに補助金の不交付を決定する。
- 4 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、高槻市エコハウス補助金交付決定通知書（様式第4号）又は高槻市エコハウス補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、補助金の交付の可否について、その決定を申請者に対して通知する。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) 法令等及びこの要綱を遵守すること。

(補助金の請求)

第8条 第6条第4項の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者は、速やかに高槻市エコハウス補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は前条の請求内容を審査し、適正であると認められる場合は補助金を交付する。

(交付申請の取り下げ)

第10条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとする場合は、市長に対し、速やかに高槻市エコハウス補助金交付申請取下届出書（様式第7号）を提出しなければならない。

(管理)

- 第11条 第9条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金被交付者」という。）は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間中、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助金被交付者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して3年間のうちに取得財産等を処分しようとするときは、財産処分届出書（様式第8号）を市長に対して提出しなければならない。

(協力)

第12条 補助金被交付者は、環境施策の推進に必要な市の取組に協力するものとする。

(交付の決定の取消)

- 第13条 市長は、第6条の規定により補助金被交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき

- (2) 第3条第2項の各号のいずれかに該当すること若しくは該当していたことが判明したとき
 - (3) 第7条に基づく補助金の交付の条件に違反したとき
 - (4) 第8条に基づく補助金の請求を行わないとき
 - (5) 第10条に基づく交付申請の取り下げがあったとき
 - (6) 第11条第1項の規定による管理を怠ったとき
 - (7) 前各号に類するもので、市長が必要と認めるとき
- 2 市長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、高槻市エコハウス補助金交付取消通知書（様式第9号）により、通知する。

（補助金の返還）

第14条 補助金被交付者は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合は、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

- 第15条 補助金被交付者は、第14条の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金被交付者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助金被交付者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 市長は、補助金被交付者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助金被交付者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、その施行の日から 5 年以内に補助対象経費（補助率）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 改正後の要綱第 14 条の規定は、延滞金又は延滞利息のうち平成 26 年 4 月 2 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、その施行の日から 5 年以内に補助対象経費（補助率）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、その施行の日から 5 年以内に補助対象経費（補助率）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、その施行の日から 5 年以内に補助対象経費（補助率）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱は、その施行の日から5年以内に補助対象経費（補助率）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。